

岡山大学埋蔵文化財調査研究センター運営委員会規程

〔平成26年1月28日〕
〔岡大規程第2号〕

改正 平成27年3月31日規程第65号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山大学埋蔵文化財調査研究センター規程（平成16年岡大規程第93号）第9条第2項の規定に基づき、岡山大学埋蔵文化財調査研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、岡山大学埋蔵文化財調査研究センター（以下「センター」という。）の運営に関する次の事項を審議する。

- 一 センターの業務に関する重要事項
- 二 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- 三 その他センターの運営に関する重要事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- 一 センター長
- 二 副センター長
- 三 本学の教授のうちからセンター長が必要と認めた者 若干人
- 四 センターの調査研究室長
- 五 センターの調査研究専門委員のうちからセンター長が必要と認めた者 1人
- 六 施設企画部長

2 前項第3号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の在任期間とする。

3 教員の選考に関する事項を審議する場合には、第1項第4号及び第5号のうち教授でない者並びに第6号の委員は、審議に加わらないものとする。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときには、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の成立等)

第5条 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務)

第7条 運営委員会の事務は、施設企画部施設企画課において処理する。

附 則

1 この規程は、平成26年1月28日から施行する。

2 この規程の施行後に最初に任命される第3条第1項第3号及び第5号の委員は、この規程の施行に伴い廃止される岡山大学埋蔵文化財調査研究センター運営委員会内規（平成16年4月1日学長裁定）第3条第1項第3号及び第4号の委員をそれぞれ充てることとし、その任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。